

福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和3年福岡県条例第1号）第9条に定めるワンヘルス実践の基本方針（以下、「ワンヘルス実践の基本方針」という。）に従った行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」（以下、「ワンヘルス啓発施設」という。）と認定することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この要綱において「ワンヘルス啓発施設」とは、第3条の認定要件を満たし、第6条第1項により認定した施設をいう。

(認定要件)

第3条

「ワンヘルス啓発施設」の認定は、次の各号全てを満たす施設を対象とする。

- (1) 自然環境など、ワンヘルス実践の基本方針に関連のある活動又は体験が行えるような資源を有すること。
- (2) 施設の管理が適正に実施されており、広く県民等が安全に利用できること。
- (3) 管理者が明確であること。
- (4) ワンヘルスに関する県民等の理解を深めるための取組が行われている、または計画されていること。

(認定の申請をすることができる者)

第4条

当該施設を管理する市町村の長とする。

(認定の申請)

第5条

「ワンヘルス啓発施設」の認定を受けようとする市町村の長（以下「申請者」という。）は、福岡県ワンヘルス啓発施設認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(認定の審査)

第6条

知事は、前条の申請があった場合は、申請書の内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、認定を行うものとする。

2 申請者は、円滑な認定の審査に協力しなければならない。

(審査結果の決定)

第7条

知事は、審査の結果、認定を認めたときは、「ワンヘルス啓発施設」として認定し、申請者に対して福岡県ワンヘルス啓発施設認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、認定が認められないときは、当該申請者に対してその理由を付して通知するものとする。

(表示)

第8条

前条により認定を受けた施設は、「ワンヘルスの森 ○○」等、施設の名称にワンヘルスを冠することができるものとし、また、その施設の看板や広報資材に「福岡県ワンヘルス推進ロゴマーク」を表示することができる。

2 県は、認定を受けた施設を福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト等に掲載し、ワンヘルス実践の基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができる施設として周知を図る。

(変更の報告)

第9条

認定を受けた市町村長は、当該施設の名称や申請書記載の内容に変更が生じたときは、遅滞なく書面（任意様式）により知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第10条

知事は、認定を受けた施設が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

(技術的援助等)

第11条

知事は、ワンヘルス啓発施設の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うよう努める。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。